

生徒証 概要

川崎市立 平 中学校

教育目標

一、自ら学び

深く考えられる人になろう

二、向上心を持ち

正義を愛する人になろう

三、思いやりがあり

信頼される人になろう

生徒心得

私達は、平中学校の生徒であるという自覚と誇りをもって、勉学やスポーツに励み、規則正しい生活をおくり、思いやりをもてる人になろう。

そして、何事にも自主的に行動し、努力を惜しまぬ人間になろう。

1、登下校

- (1) 始業時間に間に合うよう、時間に余裕をもって登校しよう。
- (2) 下校時刻を守り、最終下校時刻には全員下校を完了しよう。

2、学校生活

- (1) 時間にけじめをつけ、授業の態勢を整えよう。
- (2) 他の教室や特別教室などには、勝手に立ち入らないようにしよう。
- (3) 上履き、下履きの区別をしっかりとしよう。

3、服装

- (1) 原則として、平中学校の基準服を身に着けよう。
- (2) 原則として、登下校は基準服を着用し、学校内の生活においては必要に応じて、体育着に着替えよう。
ただし、部活動後はジャージで下校を可とする。
- (3) 防寒着として、落ち着いた色を基調としたベストやセーター、カーディガンを着用しても可とする。
- (4) 靴下は落ち着いた色を基調としたものにしよう。
- (5) 寒いときは登下校時のみ、コートやマフラーを着用を可とします。色は落ち着いた色を基調とする。
- (6) 基準服は、気温や場に応じて適切に着用しよう。

4、頭髪

頭髪は学習活動に支障のないようにしよう。学校生活上必要と認められない染髪、パーマ、髪の色はやめよう。髪が長い場合は、安全のためヘアゴム等で髪をまとめてよう。

5、持ち物

学校生活に不必要なものは持たないようになろう。

服装・生活面での確認事項

「みんなで守ろう」ということで出された確認事項です。
「服装の乱れは、心の乱れ」とよく言われます。よく読んで守りましょう。

- 1、生徒証は常に携帯しよう。
- 2、授業は真剣な態度で臨み、人の話を聴く姿勢を培おう。また、何事にもけじめのある行動ができるよう努力しよう。
- 3、上着着用の際には、ネクタイ・リボンをきちんとしめよう。
- 4、お金やその他の品物の貸し借りはお互いしないようにしよう。
- 5、靴は安全面を考えて、運動のできる靴を使用しよう。
- 6、着用するベルトは基準服に合った落ち着いたものにしよう。
- 7、授業は基本は基準服で受けよう。教科によってジャージ等を着用を可とする場合がある。

時程表

	50分時程	45分時程
本鈴	8:25	8:25
朝学活	8:25~8:40	8:25~8:40
1校時	8:45~9:35	8:45~9:30
2校時	9:45~10:35	9:40~10:25
3校時	10:45~11:35	10:35~11:20
4校時	11:45~12:35	11:30~12:15
給食	12:35~13:10	12:15~12:50
昼休み	13:10~13:30	12:50~13:10
5校時	13:35~14:25	13:15~14:00
6校時	14:35~15:25	14:10~14:55
清掃(5校時)	15:25~15:40(14:25~14:40)	14:55~15:10(14:00~14:15)
帰り学活(5校時)	15:45~15:55(14:45~14:55)	15:15~15:25(14:20~14:30)

最終下校時刻

3月～9月 18:00

10月、2月 17:30

11月～1月 16:45

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 (名称) 本会は川崎市立平中学校生徒会と称し、本部を校内におく。

第2条 (目的) 本会はよりよい人間性を追求し、学校の発展を目的として次のような事業を行う。

- 1、学芸に関する事
- 2、体育に関する事
- 3、校内生活に関する事
- 4、その他の本会の目的達成のために必要な事

第2章 組織及び機関

第3条 本会は川崎市立平中学校生徒を会員とする。

第4条 本校職員は本会育成のためその指導にあたる。

第5条 本会は次の機関をおく。

- 1、総会 3、各種委員会
- 2、中央委員会 4、部長会

第6条 総会は本会の最高決議機関であり年2回、会長が招集する。但し必要のある時は、中央委員会の決議によって臨時に開くことができる。

第7条 総会は次のことについて審議決定する。

- 1、役員の承認
- 2、年間活動計画及び報告の承認
- 3、予算・決算の承認
- 4、会則の改正

第8条 中央委員会は総会に代わる会議であって、毎月1回開く。但し会長が必要と認めたときに臨時で開くことができる。

第9条 各部長は、会長の要請があったときは中央委員会に出席しなければならない。

第10条 本会の組織は次の通りとする。



第11条 本会に次の役員をおく。

会 長 1名(1、2年どちらでも男女を問わず)

副会長 2名(1、2年より1名ずつ男女を問わず)

書 記 2名(1、2年より1名ずつ男女を問わず)

会 計 2名(1、2年より1名ずつ男女を問わず)

第12条 本会役員は全会員より選ばれ、学校長より任命される。任期は1年とする。(11月1日～10月31日)

第13条 役員の変更は原則として後期に行うものとする。

第14条 中央委員会は生徒会本部役員、学級委員、各種委員会委員長がこれにあたる。

任期については生徒会本部役員は1年、他の人は半年間とするが、再選してもよい。

第15条 総会、中央委員会の議長は中央委員会会員のうち生徒会役員7名を除いた者の中から互選によって2名を選ぶ。議長の任期は半年間とするが、再選してもよい。

第16条 生徒会役員の任務は次の通りである。

- 1、 会長は生徒会を代表し、会の任務に全責任を持つ。
- 2、 副会長は会長を助け、会長に事故のあるときは代理をする。
- 3、 書記は総会、中央委員会の決定事項を記録し、全会員に報告するとともにその他の文書記録を整理保管する。
- 4、 会計は会費を集め顧問の先生にその保管を依頼し、また支出についてすべての事務を行う。帳簿は整理保管する。

第3章 選挙管理委員会

第17条 選挙管理委員会は役員改選の2週間前までに組織し、各学級から男女を問わず1名選出された委員によって構成される。委員の互選によって委員長、副委員長、記録係を決める。

第18条 本委員会は生徒会役員選挙を管理し、選挙事務終了とともに解散する。

第4章 会 計

第19条 本会の会費とその他の収入をこれにあてる。

第20条 会費は年額2400円とする。

第21条 会費の使途は各顧問の指導を受ける。

第22条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第23条 中央委員会の中より会計監査を2名選出する。

第4章 付 則

第24条 会議は会員の3分の2以上の出席により成立する。

第25条 決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。賛否同数の時は議長が決定する。但し、会則改定に限り、3分の2以上の賛成を必要とする。

第26条 必要に応じて各種委員会を設置、または廃止する場合には、中央委員会で提案し、生徒総会において過半数の賛成をもって承認することとする。

第27条 この会則は昭和61年12月10日より実施する。

- 1、平成10年12月3日一部改訂
- 2、平成12年5月30日一部改訂
- 3、平成17年3月16日一部改訂
- 4、平成28年2月27日一部改訂
- 5、平成30年3月2日一部改訂
- 6、平成31年3月4日一部改訂
- 7、令和2年3月4日一部改訂
- 8、令和4年3月25日一部改訂
- 9、令和5年3月25日一部改訂

生徒会選挙規定

- 1、この規定は生徒会役員選挙が、会員の自由な意思によって公正に行われるために定めたものである。
- 2、会員は平等に選挙することができ、又、立候補できる。
- 3、生徒会の役員は次の通りとする。
 - 会 長 1名(1、2年どちらでも男女を問わず)
 - 副会長 2名(1、2年より1名ずつ男女を問わず)
 - 書 記 2名(1、2年より1名ずつ男女を問わず)
 - 会 計 2名(1、2年より1名ずつ男女を問わず)
- 4、(選挙管理委員会)
 - (1) 選挙管理委員会(以下選管と略す)は選挙この一切の事務を管理する。
 - (2) 選管は各学級男女を問わず1名の委員で構成する。
- 5、(選挙期日)

原則として後期に行う。期日は職員会議で決定する。
- 6、(立候補者の届出)
 - (1) 立候補者は、届出用紙を届出期間中に選管に出す。
 - (2) その際立候補し責任者1名をつける。
- 7、(選挙人名簿)

選管は、各学級担任より在籍者確認の名簿をもらい、選挙人名簿とする。
- 8、(投票)
 - (1) 選挙は投票により行う。選挙方法は選管で定める。
 - (2) 欠席者の投票は認めない。
- 9、(開票)

開票は選管が顧問の先生の立ち会いのもとに行う。

10、（無効投票）

- (1) 正規の用紙に書かないもの。
- (2) 規定以外や規定以上の氏名又はしるしをつけたもの。
- (3) はっきりしないもの。
- (4) その他判断のむずかしいものは、選管で決定する。
- (5) GIGA端末を使用して投票を行う場合、判断を顧問の先生に一任する。

11、（当選人）

- (1) 有効投票の4分の1以上を得た中の最多数の得票者を当選人とする。
- (2) 得票数が同一の場合は選管がくじで決定する。
- (3) 対立候補者のない立候補者は信任投票を受け、有効投票の過半数の信任を得た場合に当選人とする。

12、 異議申し立ての期間は翌日（休日に当たる時はその翌日）の正午までとし、書類をもって提出し、選管が審査する。

13、 規定得票に足りず当選人が出なかったり、欠員が出来た場合は再選挙を行う。

14、 付則

- (1) 平成10年12月3日一部改訂
- (2) 平成15年6月6日一部改訂
- (3) 平成30年5月25日一部改訂
- (4) 令和4年3月25日一部改訂

設置予定の部活動一覧

★ 運動部

- ・バレーボール部
- ・サッカー部
- ・ソフトテニス部
- ・ハンドボール部
- ・バドミントン部
- ・卓球部
- ・バスケットボール部
- ・陸上競技部

★ 文化部

- ・演劇部
- ・吹奏楽部
- ・科学部
- ・家庭美術部

スクールカウンセラー

週に1度、職員室前の相談室にスクールカウンセラーが来校します。

①【利用の目的】

日ごろ感じている悩みや疑問の相談を受け付けます。

②【個別の相談】

時間を決めて相談室で個別に相談します。基本は予約制です。予約はカウンセラーに伝えるか、相談室に電話してください。

③【昼休み・放課後の相談室利用】

個別相談がないときは、昼休み・放課後を開放します。

④【電話での相談】

電話での相談も受け付けています。カウンセラー来室日以外は留守番電話になっています。名前と連絡先を録音しておけばカウンセラーが後日連絡します。

⑤【来室日】

年度ごとに曜日が設定されます。相談室の扉に貼ってある掲示を確認してください。

相談室専用直通電話

044-976-3777

用品販売と取扱業者一覧

1、基準服

販売店

- ・いづみや 044-822-2852
- ・多摩学生衣料組合加盟店 ロンド 044-934-9379
- ・トキワヤ 東急百貨店 たまプラーザ店 045-277-0570

※サイズによってやや金額が変わります。詳細は各店パンフレットをお読みください。

2、体育着、靴等

用品名	金額	業者	電話
ジャージ(上)	¥4,450	栄光スポーツ	044-788-4298
ジャージ(下)	¥3,850		
半そでシャツ	¥2,100		
クウォーターパンツ	¥1,950		
上履き(学年色)	¥2,900	武田商店	044-711-3177

※前記用品については、毎月第2、4木曜日に昼休みB棟昇降口前にて販売いたします。

(日程、時間は変更することもありますので学校にご確認ください。)

困ったときには・・・ここに相談！

〈 学校生活で悩んだときに・・・〉

平 中 学 校	044-976-3666
川崎市総合教育センター	044-522-3293

〈 家庭生活で悩んだときに・・・〉

平 中 学 校	044-976-3666
川崎市中部児童相談所	044-877-8111
川崎市北部児童相談所	044-931-4300

〈 脅されたり暴行を受けたときに・・・〉

宮前警察署	044-853-0110
多摩警察署	044-922-0110
	(緊急時は即110番)

〈 その他 24時間いつでも受け付けてくれます・・・〉

川崎市児童虐待防止センター	044-738-0950
かわさき いのちの電話	044-733-4343